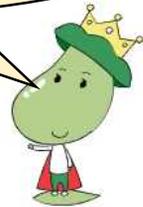


高校生世代の
医療費を助成します

狛江市 高校生世代 医療費助成制度のご案内



狛江市では、令和3年10月から住民税非課税世帯の高校生にあたる世代のお子さんの医療費を助成しています。

Q. 制度の対象者は？

A. **両親ともに住民税が非課税**の世帯にいる高校生世代※のお子さんが対象です。

※令和4年度は平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ

Q. 助成される医療費の範囲は？

A. 高校生世代のお子さん分の医療機関・薬局等で支払った通院費用、入院費用、調剤費用、訪問看護に関する**健康保険診療分**が対象です。

※健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、食事療養費標準負担額、差額ベッド代など健康保険外の診療や他の助成制度、第三者行為や民間保険等で別に支払われる分は対象になりません。

Q. 助成を受けるためにはどうすればいい？

A. 医療機関等を受診した後、**申請書兼請求書に医療費の領収書、高校生世代のお子さんの健康保険証等※を添えて、市に申請してください。**

※両親ともに非課税が確認できない場合等、別途書類が必要となる場合があります。詳しくは下記の担当課までお尋ねください。

Step 1

医療機関等を受診する



医療費等の支払いを行う

Step 2

申請書に領収書等を添えて市に申請する



診療翌月から2年以内

Step 3

市から助成金が振り込まれる



保険診療分を振込み

※「医療証」はありませんので、一旦窓口で自己負担分を支払ったうえで、市に申請してください。



詳細は、市ホームページをご覧ください。

担当／狛江市 子ども家庭部 子ども政策課 手当助成係
平日 午前8時30分～午後5時
03-3430-1111（内線2301.2313.2314）